

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職員労働組合等との交渉に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

職員団体ならびに労働組合との交渉について

2 質問の要旨

1. 次回、鎌倉市職員労働組合との交渉は何時か。

交渉事項は何を予定しているか。交渉が必要な項目は何か。

2. 次回、鎌倉市職員労働組合現業職員評議会との交渉はいつか。

単純労務職に係る部分は、あくまで、現業職員評議会とのみ協議するのか。

交渉、協議に於いて一般職員の組合員（職員団体）は同席させないか。

交渉が必要な項目は何か。

3. 監査委員が分かりやすいよう、いずれの性質も含む職員団体と労働組合の交渉は行
うべきでないと思うが、市長と監査委員の見解は何か。

4. 監査委員が求めた場合、交渉に同席することは可能か。市長の見解は何か。

3 答弁を求める者

市長、監査委員

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ⑧

（理由：期限は定めないが、血税がかかる以上は、誠実で速やかな答弁を求める。）